

II-1 児童福祉施設等の目的・対象者等の一覧

平成29(’17)年

施設の種類	種別	入(通)所・利用別	設置主体	施設の目的と対象者
児童福祉施設 助産施設 (児福法36条)	第2種	入所	国・都道府県 市・町・村 社会福祉法人 その他の者 届出 認可	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる
乳児院 (児福法37条)	第1種	入所	同上	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う
母子生活支援施設 (児福法38条)	第1種	入所	同上	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う
保育所 (児福法39条)	第2種	通所	同上	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う
幼保連携型認定こども園 (児福法39条の2)	第2種	通所	同上	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する
児童厚生施設 (児福法40条) 児童館 小型児童館、児童センター、大型児童館A型、大型児童館B型、大型児童館C型、その他の児童館	第2種	利用	同上	屋内に集会室、遊戯室、図書館等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする
児童遊園	第2種	利用	同上	屋外に広場、ブランコ等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする
児童養護施設 (児福法41条)	第1種	入所	同上	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う
障害児入所施設 (児福法42条) (福祉型) (医療型)	第1種	入所	同上	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う
児童発達支援センター (児福法43条) (福祉型) (医療型)	第2種	通所	同上	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供する
児童心理治療施設 (児福法43条の2)	第1種	入通所	同上	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者については相談その他の援助を行う
児童自立支援施設 (児福法44条)	第1種	入通所	国・都道府県 市・町・村 社会福祉法人 その他の者 届出 認可	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う
児童家庭支援センター (児福法44条の2)	第2種	利用	国・都道府県 市・町・村 社会福祉法人 その他の者 届出 認可	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導及び児童相談所等との連携・連絡調整等を総合的に行う